

平成31年1月

**地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針(案)**

都道府県分

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(法)	北海道 宮城県 山形県 茨城県 栃木県 千葉県 長野県 鳥取県 島根県 山口県 高知県 福岡県 長崎県	安定的な財政運営に必要な地方交付税総額の確保等について	安定的な財政運営に必要な地方交付税総額を確保すること。 法定率の引き上げ等による臨時財政対策債の廃止・縮減を図ること。	一部採用する。 平成31年度においては、一般財源総額について、前年度を上回る62.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額し16.2兆円とし、臨時財政対策債も前年度比▲0.7兆円と大幅に抑制した。幼児教育の無償化については、平成31年度は臨時交付金を創設し、全額国費の措置を講じることとしており、その後も、無償化に係る地方負担について地方財政計画に全額計上する等、適切に対応していくこととしている。災害対応については、平成31年度は防災インフラの整備に係る事業費及び財政措置を拡充することとしている。 法定率の見直しについては、平成31年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
2	(法)	青森県	地方交付税総額の確保 及び地方交付税制度の 機能強化について	地方交付税総額を確保すること。 また、地方法人課税の偏在是正後 においても財源調整及び財源保障機 能を一体として果たす地方交付税制 度の機能強化を図ること。	一部採用する。 平成31年度においては、一般財源総額について、前年度を上回る62.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額し16.2兆円とし、臨時財政対策債も前年度比▲0.7兆円と大幅に抑制した。幼児教育の無償化については、平成31年度は臨時交付金を創設し、全額国費の措置を講じることとしており、その後も、無償化に係る地方負担について地方財政計画に全額計上する等、適切に対応していくこととしている。災害対応については、平成31年度は防災インフラの整備に係る事業費及び財政措置を拡充することとしている。 地方法人課税については、地域間の税制力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）を創設することとしており、偏在是正措置により生じる財源は、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用することとしている。 法定率の見直しについては、平成31年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 なお、基金残高の増加を理由として、地方交付税等を削減するといったことは行っていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
3	(法)	福島県	地方交付税総額・地方交付税財源の確実な確保	必要な地方交付税総額を確保すること。 また、地方交付税財源を確実に確保すること。	一部採用する。 平成31年度においては、一般財源総額について、前年度を上回る62.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額し16.2兆円とし、臨時財政対策債も前年度比▲0.7兆円と大幅に抑制した。幼児教育の無償化については、平成31年度は臨時交付金を創設し、全額国費の措置を講じることとしており、その後も、無償化に係る地方負担について地方財政計画に全額計上する等、適切に対応していくこととしている。災害対応については、平成31年度は防災インフラの整備に係る事業費及び財政措置を拡充することとしている。 法定率の見直しについては、平成31年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 なお、基金残高の増加を理由として、地方交付税等を削減するといったことは行っていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
4	(法)	埼玉県	地方交付税総額の確保、社会保障関連経費の自然増などに伴う地方負担増に対する適切な需要額の措置	地方交付税総額の確保、地方の財政負担の増大に対する適切な需要額の措置を講ずること。	採用する。 平成31年度においては、一般財源総額について、前年度を上回る62.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額し16.2兆円とし、臨時財政対策債も前年度比▲0.7兆円と大幅に抑制した。幼児教育の無償化については、平成31年度は臨時交付金を創設し、全額国費の措置を講じることとしており、その後も、無償化に係る地方負担について地方財政計画に全額計上する等、適切に対応していくこととしている。災害対応については、平成31年度は防災インフラの整備に係る事業費及び財政措置を拡充することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
5	(法)	富山県	地方交付税総額の確保 及び財源保障・調整機能の充実	地域間の財政力格差を是正するため、財源保障・調整機能の充実を図るとともに、地方交付税総額を確保されたい。	<p>一部採用する。</p> <p>平成31年度においては、一般財源総額について、前年度を上回る62.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額し16.2兆円とし、臨時財政対策債も前年度比▲0.7兆円と大幅に抑制した。幼児教育の無償化については、平成31年度は臨時交付金を創設し、全額国費の措置を講じることとしており、その後も、無償化に係る地方負担について地方財政計画に全額計上する等、適切に対応していくこととしている。災害対応については、平成31年度は防災インフラの整備に係る事業費及び財政措置を拡充することとしている。</p> <p>法定率の見直しについては、平成31年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p> <p>まち・ひと・しごと創生事業費については、地方団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組むことができるよう、平成31年度においても、引き続き1兆円を確保した。</p> <p>公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため公共施設等適正管理推進事業費について、長寿命化事業の対象を拡充した。</p> <p>地方法人課税については、地域間の税制力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）を創設することとしており、偏在是正措置により生じる財源は、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用することとしている。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
6	(法)	石川県	地方交付税の総額の確保	地方財政運営に支障を生じることのないよう、地方交付税の所要総額を確実に確保されたい。	採用する。 平成31年度においては、一般財源総額について、前年度を上回る62.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額し16.2兆円とし、臨時財政対策債も前年度比▲0.7兆円と大幅に抑制した。幼児教育の無償化については、平成31年度は臨時交付金を創設し、全額国費の措置を講じることとしており、その後も、無償化に係る地方負担について地方財政計画に全額計上する等、適切に対応していくこととしている。災害対応については、平成31年度は防災インフラの整備に係る事業費及び財政措置を拡充することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
7	(法)	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県	地方交付税の総額確保・機能充実等	地方団体の財政運営に必要となる地方交付税の総額確保を図るとともに、財源保障機能および財源調整機能が適切に発揮されるよう対処されたい。また地方交付税が地方共有の固有財源であることを勧告し、国の一般会計を通さない「地方共有税」に移行するとともに、臨時財政対策債に依存することなく安定した財政運営を行えるよう、法定率の引上げ等により、恒久的な地方交付税の充実強化を図られたい。	一部採用する。 平成31年度においては、一般財源総額について、前年度を上回る62.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額し16.2兆円とし、臨時財政対策債も前年度比▲0.7兆円と大幅に抑制した。幼児教育の無償化については、平成31年度は臨時交付金を創設し、全額国費の措置を講ずることとしており、その後も、無償化に係る地方負担について地方財政計画に全額計上する等、適切に対応していくこととしている。災害対応については、平成31年度は防災インフラの整備に係る事業費及び財政措置を拡充することとしている。 法定率の見直しについては、平成31年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 地方の固有財源である地方交付税の性格の明確化の観点から、「地方共有税」についても引き続き地方公共団体から意見を伺ってまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
8	(法)	広島県	地方交付税の法定率の引き上げ及び臨時財政対策債償還費等の別枠確保	法定率引き上げにより地方交付税総額を確保すること。 また、臨時財政対策債等の地方債の元利償還金について、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、確実に財源の確保を行うこと。	一部採用する。 平成31年度においては、一般財源総額について、前年度を上回る62.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額し16.2兆円とし、臨時財政対策債も前年度比▲0.7兆円と大幅に抑制した。幼児教育の無償化については、平成31年度は臨時交付金を創設し、全額国費の措置を講じることとしており、その後も、無償化に係る地方負担について地方財政計画に全額計上する等、適切に対応していくこととしている。災害対応については、平成31年度は防災インフラの整備に係る事業費及び財政措置を拡充することとしている。 法定率の見直しについては、平成31年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 臨時財政対策債の元利償還金については、毎年度の地方財政計画にその全額を計上することにより、所要の財源を確保している。
9	(法)	愛媛県	地方財政の安定的運営に必要な地方交付税の総額確保	地方団体の財政状況を十分に把握し、住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供するとともに、地方の喫緊の課題に対応するために必要な地方交付税の総額を適切に確保すること。	採用する。 平成31年度においては、一般財源総額について、前年度を上回る62.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額し16.2兆円とし、臨時財政対策債も前年度比▲0.7兆円と大幅に抑制した。幼児教育の無償化については、平成31年度は臨時交付金を創設し、全額国費の措置を講じることとしており、その後も、無償化に係る地方負担について地方財政計画に全額計上する等、適切に対応していくこととしている。災害対応については、平成31年度は防災インフラの整備に係る事業費及び財政措置を拡充することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
10	(法)	大分県	地方一般財源総額の確保・充実	地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すること。消費税・地方消費税引上げにおける税源の偏在是正措置を確実に実施すること。	一部採用する。 平成31年度においては、一般財源総額について、前年度を上回る62.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額し16.2兆円とし、臨時財政対策債も前年度比▲0.7兆円と大幅に抑制した。幼児教育の無償化については、平成31年度は臨時交付金を創設し、全額国費の措置を講じることとしており、その後も、無償化に係る地方負担について地方財政計画に全額計上する等、適切に対応していくこととしている。災害対応については、平成31年度は防災インフラの整備に係る事業費及び財政措置を拡充することとしている。 地方法人課税については、地域間の税制力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）を創設することとしており、偏在是正措置により生じる財源は、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用することとしている。
11	(法)	北海道 鳥取県 島根県 高知県 鹿児島県	留保財源率の見直しによる財源保障機能の強化	基準税率を引き上げる（留保財源率を引き下げる）ことにより、地方交付税の財源保障・財源調整機能を強化すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 留保財源率の引下げについては、財政力格差是正の観点から引き下げるべきとの意見、税収確保インセンティブ強化の観点から引き上げるべきとの意見など様々な意見があり、幅広い観点から慎重な検討が必要。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
12	(法)	富山県	引上げ分の地方消費税の基準財政収入額への全額算入と、増加する地方負担分の基準財政需要額への全額算入	消費税・地方消費税を10%に引き上げる際には8%時と同様に、引上げ分の地方消費税を基準財政収入額へ全額算入するとともに、引上げを伴い増加する地方負担についても基準財政需要額へ全額算入すること。	採用する。 消費税・地方消費税の8%への引上げ時においては、社会保障の充実分の地方負担額について、基準財政需要額に全額算入するとともに、地方消費税の引上げによって財政力格差が拡大しないようにするため、地方消費税及び地方消費税交付金の増収分について、当分の間、基準財政収入額に全額算入することとしている。10%への引上げ時においても、同様の考え方に基づき、地方団体において財政運営に支障が生じないように、適切に対応することとしている。
13	(法)	山口県	社会保障制度と税の一体改革に伴い生じる地方負担への適切な対応	消費税引上げに伴う税収、またそれに対応する社会保障制度の機能強化等に係る地方負担について、それぞれ基準財政収入額・需要額へ全額算入すること。	採用する。 平成31年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上げに伴う支出の増分については基準財政需要額に全額算入している。 また、地方消費税の増収分については、当分の間、その全額を基準財政収入額に算入することとしている。
14	(法)	岐阜県	地方の積立基金の増加を背景とした地方交付税総額の削減について	地方交付税は地方の固有財源である。単に地方全体の積立基金が増加している事実のみをもって地方交付税総額を削減することは断じて行わないこと。	採用する。 平成31年度においては、一般財源総額について、前年度を上回る62.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額し16.2兆円とし、臨時財政対策債も前年度比▲0.7兆円と大幅に抑制した。幼児教育の無償化については、平成31年度は臨時交付金を創設し、全額国費の措置を講ずることとしており、その後も、無償化に係る地方負担について地方財政計画に全額計上する等、適切に対応していくこととしている。災害対応については、平成31年度は防災インフラの整備に係る事業費及び財政措置を拡充することとしている。 なお、基金残高の増加を理由として、地方交付税等を削減するといったことは行っていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
15	(法)	京都府	一般行政職員給与費の 適正な算入について	一般行政職員の給与費については、交付税算入されている給料単価と地方財政計画上の給料単価に乖離が生じているため、適正に算入されたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 給与単価については、地方団体の税収の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入されない留保財源の状況等も見極めながら、引き続き検討していく。
16	(法)	鳥取県 島根県 山口県	条件不利地域に配慮した トップランナー方式 の算定・算入	トップランナー方式の算定について、条件不利地域に配慮すること。 また、トップランナーの対象となる業務を今後拡大しないよう慎重に検討すること。	採用する。 トップランナー方式の算定に当たっては、地方団体への影響等を考慮し、複数年かけて段階的に反映するとともに、本庁舎清掃等の9業務について、小規模な市町村において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定することとしている。 なお、人口規模に応じたコスト差を反映する段階補正は、トップランナー方式が一部導入されている包括算定経費等において引き続き適用していくこととしているが、今後も各団体における実情を踏まえ、財政運営に支障が生じないよう適切に検討してまいりたい。 また、図書館、博物館、公民館、児童館等管理については、業務の性格、業務改革の進捗、地方団体の意見等を踏まえ、トップランナー方式の導入を見送ることとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
17	(法)	島根県	臨時財政対策債償還費の別枠確保	<p>臨時財政対策債償還費が増嵩していることを踏まえ、他の基準財政需要額の的確な算定に影響を及ぼすことのないよう、償還財源を別枠で措置すること。</p> <p>その上で、必要な地方交付税の総額を確保すること。</p>	<p>一部採用する。</p> <p>臨時財政対策債償還費相当額以外の経費についても、各地方団体の財政需要を的確に捕捉し、財政運営に支障が生じないよう対処することとしている。したがって、臨時財政対策債償還費相当額が増嵩することによって、他の基準財政需要額を圧縮することはない。</p> <p>平成31年度においては、一般財源総額について、前年度を上回る62.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額し16.2兆円とし、臨時財政対策債を前年度比▲0.7兆円と大幅に抑制した。</p> <p>地方交付税の総額確保については、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、交付税率の更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p>
18	(法)	高知県	事前防災対策に係る重点課題の新設	<p>事前防災に係る財政需要について実態を把握した上で、新たな重点課題とするなど、一定の経費を計上し、単位費用として措置すること。</p> <p>上記の財政措置は、包括算定経費ではなく、河川延長や林野面積といったより具体的な測定単位を用いた費目において行うこと。</p> <p>降水量に応じた密度補正を設け、需要額を適切に捕捉する仕組みとすること。</p>	<p>一部採用する。</p> <p>平成31年度は、「防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業について、1.2兆円を地方財政計画に計上するとともに、その地方負担について、地方債を100%充当し、元利償還金の50%を地方交付税措置することとしている。また、この緊急対策と連携しつつ、地方団体が単独事業として実施する防災インフラの整備を推進するため、「緊急自然災害防止対策事業費」を創設し、平成31年度は0.3兆円を計上することとした。この事業に要する経費については、地方債を100%充当し、元利償還金の70%を地方交付税措置することとしている。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[警察費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
19	(法)	栃木県 群馬県 千葉県 富山県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 福岡県 長崎県	警察官給与の算入単価 の引き上げ	警察官の交付税算定上の給料単価 を、地方財政計画上の給料単価に引 き上げること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 給与単価については、地方団体の税収の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入 されない留保財源の状況等も見極めながら、引き続き検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[河川費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
20	(法)	大阪府	河川維持管理経費の単位費用への適切な算入	河川維持管理経費について、実態に即して単位費用への適切な算入を図られたい。	一部採用し、引き続き検討する。 維持管理経費については、平成30年度に単位費用を引き上げ、一定の充実を図った。今後も決算の状況等実態を勘案し、適切に単位費用措置を講ずることとしている。
21	(法)	高知県	河川費における維持管理費用の適切な算入	河川費の需要額算出において、河床浚渫費用をはじめとする経費のより適切な単位費用算入や、災害等の状況に応じた補正など、所要の措置を講ずること。	一部採用し、引き続き検討する。 河川費の需要額算出については、平成30年度に単位費用を引き上げ、一定の充実を図った。災害復旧に係る河川浚渫費用については、単独災害復旧事業債等により財政措置しているところ。 今後も決算の状況等実態を勘案し、適切に措置を講ずる。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[教育費総括]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
22	(法)	宮城県 栃木県 群馬県 千葉県 富山県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 岡山県 徳島県 香川県 長崎県	教職員給料単価について地方財政計画上の単価への引き上げ（小学校費、中学校費、高等学校費、特別支援学校費）	教職員の交付税算定上の給料単価を、地方財政計画上の給料単価に引き上げること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 給与単価については、地方団体の税収の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入されない留保財源の状況等も見極めながら、引き続き検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[中学校費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
23	(法)	群馬県 千葉県 石川県 京都府 奈良県 岡山県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県	都道府県立中学校運営 費の普通交付税措置に ついて	都道府県の設置する中等教育学校 前期課程及び中学校の運営等に要す る経費については特別交付税措置が なされているが、一般的な財政需要 が認められることから、普通交付税 措置されたい。	採用する。 都道府県立中学校は全国に101校あり、40都道府県に設置されていることから、 普通交付税措置を講ずる。なお、生徒数、学級数、学校数を測定単位とする算定方 法にするには、財政需要が僅少であることから、中学校費（教職員数）に密度補正 を創設して算定することとする。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[高等学校費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
24	（法）	岐阜県	高等学校の空調施設に係る維持管理費の単位費用措置について	県立高等学校の普通教室への空調設備設置に係る維持管理費（光熱水費）の増高が見込まれるため、単位費用措置を講ずること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 県立高等学校における空調施設については、各都道府県における設置状況や維持管理費の負担状況等について、引き続き文科省等からの情報収集に努め、交付税措置の必要性について十分精査していくこととする。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[特別支援学校費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
25	(法)	愛知県	特別支援学校における空調（冷房）維持管理経費の措置の充実	特別支援学校における空調（冷房）維持管理経費について、標準的な行政経費として、基準財政需要額に算入されたい。	一部採用する。 平成30年度補正予算において全ての公立小中学校等に冷房設備を設置するための「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」が計上されたことを踏まえ、平成31年度より、冷房設備にかかる電気代について、単位費用措置を講ずることとした。 なお、高等部については、各都道府県における設置状況や維持管理費の負担状況等について、文科省等からの情報収集に努め、交付税措置の必要性について十分精査していくこととする。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[厚生労働費総括]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
26	(法)	茨城県 兵庫県	消費増税に係る社会保障関係費（地方単独事業分）の適切な算入について	消費増税に伴う社会保障・税の一体改革の趣旨に沿って、所要の社会保障関係費については、地方単独事業分を含め、適切に算入すること。	一部採用する。 社会保障4分野における国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入してきたところであり、これに加え、平成31年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上げに伴う支出の増分についても基準財政需要額に算入している。 なお、地方交付税の基準財政需要額については、国の制度等と整合性を持った標準的な財政需要を算入することとしており、国の医療保険制度で定められた自己負担を軽減する医療費助成は、現在、その算入の対象としていない。
27	(法)	栃木県	消費税率引上げに伴う事業に要する経費の基準財政需要額への算入について	平成31（2019）年10月から予定されている幼児教育無償化を始めとした消費税率引上げに伴う県負担の増加分について、所要額を基準財政需要額に算入すること。	採用する。 平成31年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上げに伴う支出の増分については基準財政需要額に全額算入している。
28	(法)	神奈川県	社会保障の充実に係る経費の適正な算定	消費税率引上げに伴う社会保障の充実に係る経費について、各地方公共団体の財政需要を捕捉できるよう、関係費目について適切な補正係数を設定すること。	一部採用する。 平成31年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分については、基準財政需要額に全額算入している。 なお、この充実分の経費については、新たな補正係数を設けなくとも、各費目における既存の各種補正等を行うことで必要な財政需要を算入することが可能であると考えている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[厚生労働費総括]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
29	(法)	京都府 大阪府	社会保障制度への適切な 地方財政措置	後期高齢者医療制度や国民健康保険医療制度、障害者自立支援給付費負担金については、交付税算入額と地方における決算額に乖離が生じているため、地方負担が解消されるよう需要額を適切に算定すること。	採用する。 社会保障関係経費については、国の予算措置等の状況を踏まえ、所要の経費を算入しているところであり、今後も引き続き、適切に単位費用に算入する等の措置を講ずる。
30	(法)	京都府	消費税・地方消費税引 上げ分の適切な基準財 政需要額への算入	消費税・地方消費税の引上げに伴い、増収分を充てるとされている社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担、社会保障4分野に則った範囲の地方単独事業については、その全額を基準財政需要額に適切に算入すること。	一部採用する。 社会保障4分野における国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入してきたところであり、これに加え、平成31年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上げに伴う支出の増分についても基準財政需要額に全額算入している。 なお、社会保障4分野及び社会保障4分野に則った地方単独事業に係る経費については、国の制度等との整合性、地方財政計画の状況等を踏まえ、基準財政需要額に適切に算入している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[社会福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
31	(法)	岩手県 栃木県 千葉県 福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 愛媛県 福岡県 鹿児島県	地方単独の医療費助成に要する経費の基準財政需要額への算入	地方単独の医療費助成である乳幼児医療費補助、母子家庭等医療費補助、障害者医療費補助について、その所要額を基準財政需要額に算入すること。	以下の理由により採用しない。 地方交付税の基準財政需要額については、国の制度等と整合性を持った標準的な財政需要を算入することとしており、国の医療保険制度で定められた自己負担を軽減する医療費助成は、現在、その算入の対象としていない。 総務省では、厚生労働省に対し、乳幼児医療費の自己負担のあり方について、医療制度を含む全国的な制度による対応を要請している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[社会福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
32	(法)	群馬県	児童相談所・一時保護所運営に要する経費の適切な算定について	児童相談所及び一時保護所運営費に係る単位費用の充実、及び一時保護所の保護件数に係る密度補正を新設すること。	採用する。 児童虐待防止体制総合強化プラン（新プラン）に基づき地方団体が体制強化に取り組めるよう、平成31年度においては標準団体において職員を増員する（都道府県20人、市町村2人）こととする。 併せて、児童福祉司の加配に係る需要額について、虐待相談対応件数に基づく密度補正を創設する。
33	(法)	山口県	子ども・子育て支援新制度に係る交付税算入方法について	今後幼児教育の無償化が予定されていることから、施設給付単価の一層の充実を図ること。	採用する。 幼児教育無償化にかかる地方負担分については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を確保した上で、地方交付税の算定に当たっても、施設型給付における地方負担分を含む地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入することとしている。 なお、平成31年度は消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、全額国費により対応する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[社会福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
34	(法)	徳島県	幼児教育無償化への地方財政措置	幼児教育無償化は、少子高齢化が進む中で全世代型の社会保障制度を構築する観点から重要な施策であり、地方が重要な役割を担う施策であるが、地方に実質的な負担が新たに生じないように、国の責任において、必要な地方財源をしっかりと確保すること。	採用する。 幼児教育無償化にかかる地方負担分については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を確保した上で地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入することとしている。 なお、平成31年度は消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、全額国費により対応する。
35	(法)	福岡県	児童相談所への弁護士の任用に要する経費の基準財政需要額への算入	児童福祉法第12条第3項の規定により義務付けられている児童相談所への弁護士の配置に要する経費を基準財政需要額へ算入すること。	以下の理由により採用しない。 基準財政需要額の算定に当たっては標準的な財政需要を算入することとしており、常勤弁護士の任用については、法令上の義務規定ではなく、地方団体が自らの判断で実施しているものであることから、単位費用への算入は行っていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[衛生費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
36	(法)	岩手県 茨城県 千葉県 大阪府	県立病院会計に対する繰出金等に係る単位費用及び補正係数の見直し	県立病院会計に対する繰出金等に 係る算定額が繰出基準額と乖離して いることから、単位費用及び補正係 数を見直すこと。	一部採用する。 公立病院の設置運営に要する経費のうち一般会計で負担すべき経費については、適切に地方財政計画に計上しており、その一部について地方交付税措置を講ずることとしている。平成31年度においても、平成30年度に引き続き地方財政計画の歳出に病院事業に対する繰出金を同程度計上し、普通交付税による措置を継続することとしている。
37	(法)	奈良県	密度補正I（人口密度の大小による保健所数の逦増を勘案）の廃止	保健所数と人口密度の間に、相関 関係が全く見受けられず、また算定 の簡素化の観点からも、密度補正を 廃止されたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 標準団体当たりの保健所数は人口密度と反比例の関係にあることから、人口密度の大小による保健所数の逦増、逦減を勘案して算定することとしている。 一方で、算定の簡素化の観点もあることから、今後、保健所数、人口及び面積の関係性について検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[高齢者保健福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
38	(法)	北海道 石川県 愛媛県	後期高齢者医療給付費負担金に係る補正の新設	後期高齢者医療給付費負担金に係る基準財政需要額の算入額の算定について、医療費の地域差（単価差）を反映させる補正係数を新設すること。	以下の理由により採用しない。 地域間における医療費単価差の要因は一樣ではなく、標準的な財政需要を測定する基準財政需要額の算定に当たっては、各団体における給付実績額を採用することは適当ではない。
39	(法)	北海道 岡山県 山口県 愛媛県 高知県 長崎県 宮崎県 鹿児島県	後期高齢者医療制度の保険基盤安定事業（保険料軽減制度）に係る補正の新設	後期高齢者医療の保険基盤安定事業（保険料軽減制度）に係る基準財政需要額の算入額の算定について、保険料軽減者数の多寡及び軽減被保険者一人当たりの軽減額の多寡を反映させる補正係数を新設すること。	一部採用し、引き続き検討する。 後期高齢者医療制度の保険料軽減制度に係る地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入している。 一方、標準的な財政需要を測定する基準財政需要額の算定に当たっては、各団体における軽減実績額を採用することは適当ではないが、軽減被保険者数には一定程度の偏在性があることから、補正係数の新設について引き続き検討する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[農業行政費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
40	(法)	青森県	農業行政費に係る給与 関係経費の適切な算入 について	地方公共団体の農業分野の配置職 員数の実態が基準財政需要額に反映 されるよう、単位費用の拡充及び段 階補正の適正化を図ること。	以下の理由により採用しない。 農業行政費における職員数については、定員管理調査における農林水産部門の職 員数をもとに標準的な職員数を設定しており、適切に単位費用措置を講じている。
41	(法)	山形県	主要農作物の優良な種 子の安定生産及び供給 を図るための交付税措 置の継続	主要農作物種子法の廃止後におい ても、主要農作物の優良な種子の安 定生産及び供給を図るため、種子の 生産に係る経費に対する交付税措置 を継続すること。	採用する。 「主要農作物種子法」に基づき都道府県が実施することとされていた事務につい ては、「主要農作物種子法を廃止する法律」の施行後においても、「種苗法」等に 基づき従前と同様に実施することとされていることから、当該事務に要する経費に ついて、引き続き、地方交付税措置を講ずることとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[林野行政費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
42	(法)	北海道	新たな森林管理システムを踏まえた交付税の算定	森林環境譲与税及びそれに伴う財政需要について、地方財政計画の歳入及び歳出に適切に算入すること。 その上で、各地方団体が必要な一般財源を確保できるよう、基準財政収入額及び基準財政需要額に全額算入すること。	採用する。 森林環境譲与税及び森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等の経費について、地方財政計画の歳入及び歳出に計上するとともに、基準財政収入額及び基準財政需要額に全額算入することとした。
43	(法)	秋田県	森林環境譲与税に対応した需要の算定について	森林環境譲与税に対応する需要について、林野行政費（公有以外の林野の面積）において、単位費用措置を講ずること。	採用する。 森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等の経費については、公有以外の林野の面積を測定単位とする林野行政費において、単位費用措置を講ずることとした。
44	(法)	兵庫県	有害鳥獣対策に要する経費の適切な算入について	有害鳥獣対策に要する経費について、交付税措置額と決算額との間に乖離があることから、適切に単位費用に算入すること。	一部採用する。 有害鳥獣対策に要する経費については、毎年度、標準団体規模に相当する団体の事業量を調査しており、実態に応じて適切に単位費用措置を講じている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[商工行政費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
45	(法)	沖縄県	外国人観光客受入に係る経費の適切な算入について	今後、外国人観光客数の増による受入れ体制の整備に係る財政需要の増が想定されることから、商工行政費の単位費用（観光及び物産振興費）の積算内容の「受入れ体制整備」において、事故処理に係る経費や交通標識等多言語化等に係る経費を、適切に算入すること。	一部採用し、引き続き検討する。 外国人観光客等の「受入れ体制整備」に関する経費については、商工行政費のうち観光及び物産振興費に適切に算入している。今後も引き続き、決算の状況等を踏まえ、適切に単位費用措置を講ずることとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[臨時費目]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
46	(法)	岐阜県 愛媛県	「まち・ひと・しごと 創生事業費」の拡充・ 継続	地方創生の実現に向けては、息の 長い取組みを推進する必要があるた め、地方財政計画の「まち・ひと・ しごと創生事業費」を拡充・継続す ること。	一部採用する。 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」については、地方団 体が自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成31年度において も1兆円を確保した。 地方創生は実際に取組をはじめてからその成果が生じるまでは一定の期間が必要 となるところであり、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」の安定的な確 保に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[包括算定経費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
47	(法)	北海道	面積と相関度が高い経費の適切な算入 (防災対策や市町村連絡調整費等の包括算定経費(面積)への移行)	包括算定経費(人口)で算定されている経常経費のうち、防災対策や市町村連絡調整費等を包括算定経費(面積)に移行することで、地方の実態に即した算定とすること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 防災対策や市町村連絡調整費等については、人口と相関関係が高いと考えられることから、人口を測定単位として算定しているが、人口と面積における相関関係を考慮しながら、包括算定経費に係る経費の内容を引き続き検討していく。
48	(法)	岩手県	面積に相関度が高い包括算定経費(人口)の単位費用の移行	包括算定経費(人口)で措置されている経費のうち、面積に相関度が高いと思われる総合事務所費について包括算定経費(面積)へ移行するとともに、職員費の一部についても包括算定経費(面積)へ移行すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 総合事務所費や職員費等については、人口と相関関係が高いと考えられることから、人口を測定単位として算定しているが、人口と面積における相関関係を考慮しながら、包括算定経費に係る経費の内容を引き続き検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[包括算定経費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
49	(法)	群馬県 香川県	包括算定経費の適切な算入及び総額の確保	包括算定経費について、大幅に単位費用が減少しているため、減額を行わず、総額を確保すること。	一部採用する。 基準財政需要額において社会保障関係費など義務付け度の高い経費が増加する中で、国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野を算定している包括算定経費については、会計年度任用職員制度システム改修経費の増や財源対策債の元利償還金の減、経費の節減・合理化等を踏まえて単位費用を積算しており、その結果、包括算定経費の算入額は減少している。
50	(法)	神奈川県 石川県 長崎県	包括算定経費の適切な算入及び予見可能性の確保	地方負担に見合った需要額を適切に算定し、地方総額の確保をすること。また、単位費用算定基礎の内容を明示すること。	一部採用する。 基準財政需要額において社会保障関係費など義務付け度の高い経費が増加する中で、国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野を算定している包括算定経費については、会計年度任用職員制度システム改修経費の増や財源対策債の元利償還金の減、経費の節減・合理化等を踏まえて単位費用を積算しており、その結果、包括算定経費の算入額は減少している。 地方団体の予見可能性の確保にあたっては、翌年度の地方財政対策の内容や地方交付税の改正内容等について、可能な限り速やかに地方団体への説明を行っていく。
51	(法)	徳島県	選挙運動用ビラ作成に係る公費負担の算入について	県議会議員選挙のための選挙運動用ビラ作成に係る公費負担について包括算定経費の単位費用に算入すること。	採用する。 公職選挙法の一部を改正する法律（平成29年法律第66号）に基づき、平成31年3月から都道府県又は市の議会の議員の選挙において、候補者が選挙運動用のビラを頒布することが可能となり、条例で定めることにより当該経費を無料（地方公共団体が負担）とすることができるようになった。平成31年度までに大部分の団体が条例を制定する見込みであることから標準的に発生する財政需要と認められるため、単位費用措置を講ずることとした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[包括算定経費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
52	(法)	高知県	情報管理等費における 都道府県・市町村の配 分割合の見直し	情報管理経費における都道府県と 市町村との経費の負担割合について 調査の上、必要な経費を確実に措置 するとともに、実態を踏まえた適切 な割合となるよう、必要に応じ配分 の見直しを行うこと。	一部採用する。 情報関係業務の基盤となるネットワークに係る経費については、各団体の平均的 な維持管理費、民間の利用状況、回線の整備状況等を勘案して需要額を算出し、単 位費用措置を講じている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[公債費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
53	(法)	兵庫県	臨時財政対策債の償還 利子に対する交付税算 入の見直し	満期一括償還方式の地方債に対す る交付税算入は、元金均等半年賦償 還方式が採用されている。このた め、実際に満期一括償還債で資金調 達を行った場合の支払利子額と理論 交付税算入額に乖離が生じている。 臨時財政対策債は普通交付税の振替 であることを鑑み、実支払額と理論 算入額の乖離を是正するよう算入方 式を見直すこと。	以下の理由により採用しない。 地方債の元利償還金については、地方団体における標準的な償還方法に基づき全 国一律の方法で交付税措置しているところであり、個別団体の実際の償還方法に合 わせるものではない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
54	(法)	神奈川県	臨時財政対策債への振替制度の抜本的見直し	<p>平成31年度の地方財政対策においては、臨時財政対策債に代わる抜本的な地方税財政制度の改正を実施されたい。</p> <p>仮に、平成31年度も臨時財政対策債を発行する場合には財政力指数による過度な補正を見直すこと。</p> <p>また、過去に発行した臨時財政対策債の元利償還金については、臨時財政対策債ではなく、別枠で財源措置を講ずること。</p>	<p>一部採用する。</p> <p>平成31年度においては、一般財源総額について、前年度を上回る62.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額し16.2兆円とし、臨時財政対策債を前年度比▲0.7兆円と大幅に抑制した。</p> <p>臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に財政規模が大きく地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。</p> <p>交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p> <p>なお、臨時財政対策債は、国と地方が折半して補填することとされている地方一般財源の不足のうち、地方負担分に対処するために発行されたものであり、その元利償還金の財源は地方の財源である地方税及び地方交付税という前提の下で、元利償還金の全額を後年度の基準財政需要額に算入することとしている。</p>
55	(法)	長野県 岐阜県 静岡県	臨時財政対策債に頼らない地方交付税制度の運営	<p>臨時財政対策債については、法定率の引上げによる交付税原資の確保等の対応により速やかに廃止し、地方の安定的な財政運営を可能とする税財政制度を確立すること。</p>	<p>一部採用する。</p> <p>平成31年度においては、一般財源総額について、前年度を上回る62.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額し16.2兆円とし、臨時財政対策債を前年度比▲0.7兆円と大幅に抑制した。</p> <p>交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
56	(法)	愛媛県	臨時財政対策債への振替制度の抜本的見直し	臨時財政対策債への振替制度を抜本的に見直すとともに、既往の臨時財政対策債の元利償還金は、その全額を地方特例交付金など地方交付税や臨時財政対策債と別に「真水」で行うこと。	一部採用する。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 なお、臨時財政対策債は、国と地方が折半して補填することとされている地方一般財源の不足のうち、地方負担分に対処するために発行されたものであり、その元利償還金の財源は地方の財源である地方税及び地方交付税という前提の下で、元利償還金の全額を後年度の基準財政需要額に算入することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[特例加算]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
57	(法)	東京都	東日本大震災に係る特例加算額の都に対する適用の除外	都は震災復興特別交付税の対象ではないことから、都については東日本大震災に係る基準財政収入額の特例加算の適用を除外すること。	以下の理由により採用しない。 東日本大震災に係る地方税法の改正等に伴う非課税措置による減収分については、震災復興特別交付税により措置されることから、当該減収見込額の75%を基準財政収入額に特例加算している。 なお、東京都については、非課税措置による減収は生じるものの、都区合算後の財源超過額が多額であることに鑑み、震災復興特別交付税の交付対象となっていないものである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[所得割]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
58	(法)	千葉県 兵庫県	道府県民税所得割における精算制度及び減収補填債制度の導入	道府県民税所得割について、分離譲渡所得分以外についても精算制度及び減収補填債制度を導入すること。	以下の理由により採用しない。 精算制度は、法人関係税等、景気の変動等により大きな影響を受ける恐れのある税目について特例的に設けられており、比較的安定し年度間の変動が少ない所得割については、分離譲渡所得分を除き精算制度の対象とはしていない。 しかしながら、意見の趣旨を踏まえ、平成28年度算定以降は、各団体の算定前年度の納税義務者数に20歳以上人口伸び率を乗じることにより各団体における人口動態を算定に反映できるよう見直しを行った。
59	(法)	兵庫県	ふるさと納税ワンストップ特例制度により減収となる所得税相当分の補填措置の導入	ふるさと納税ワンストップ特例制度により減収となる所得税相当分の100%補填措置を導入すること。	以下の理由により採用しない。 ワンストップ特例制度による個人住民税所得割の寄附金税額控除については、控除対象や控除限度額等について地方税法に定めのある一連の所得控除・税額控除の一つであることから、通常の算定における75%以上に減収額を算定に反映させることは適切ではない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[不動産取得税]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
60	（法）	兵庫県	不動産取得税における 精算制度及び減収補填 債制度の導入	不動産取得税について、精算制度 及び減収補填債制度を導入すること。	以下の理由により採用しない。 精算制度及び減収補填債の発行については、年度間の税収の変動が地方団体の財政運営に与える影響に鑑み、例外的に設けているもの。近年、不動産取得税の税収は比較的安定していることから、精算は行わない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[地方消費税]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
61	(法)	茨城県	地方消費税における精算制度及び減収補填債制度の導入	地方消費税について精算制度及び減収補填債制度を導入すること。	以下の理由により採用しない。 算定額と課税等の実績との間の乖離については、原則として精算しない取扱いとしているが、法人関係税等については、税収が景気の変動等の影響を受け、著しい乖離が生じること等があるため、当分の間、特例的な措置として精算することができるものとされている。 地方消費税については、年度間で比較的安定して推移する指標を基礎として算定していることから、精算制度及び減収補填債制度の対象とはしていない。